



雲南広域連合独自の給付事業に 「外泊時ターミナルケアサービス事業」が 加わりました。

雲南広域連合においては、外泊体験サービス事業と居宅サービス費区分支給限度額拡大事業を独自に実施していますが、平成24年度から新たに「外泊時ターミナルケアサービス事業」を実施することといたします。

外泊時ターミナルケアサービス事業とは

癌末期の状態にある者が、病院若しくは診療所に入院中で、一時外泊時にターミナルケアサービスの利用を希望された場合、居宅サービスに要した費用の9割を支給します。

○低所得の人が施設を利用した場合の食費・居住費の負担限度額（介護保険負担限度額認定証）

平成24年4月1日から
第3段階のユニット型個室の
負担限度額が変わります！

1,640円→1,310円

※平成24年3月31日以前に第3段階の認定を受けた方

現在お持ちの『介護保険負担限度額認定証』がそのまま使えます。（有効期限まで）「ユニット型個室 1,640円」の記載は、「ユニット型個室 1,310円」と読み替えて取り扱います。



65歳以上の方の介護保険料が変わります。

65歳以上の方の介護保険料は、3年ごとに見直しをします。介護保険料は、65歳以上の人口、介護サービスを利用される人数、介護サービスに係る費用などを推計し、保険料を決定します。

今後は高齢化とともに、介護サービスを利用される方や、介護サービスを提供する事業所も増え、保険で給付する費用も増加することから、前期の基準月額保険料4,200円から17.9%増の4,950円に設定しました。また、平成24年度から3年間の介護保険料については、低所得者層の負担軽減を図るため、第1・第2段階の負担割合を引き下げるとともに、前期の第3段階を細分化し、10段階設定から11段階設定としました。

これからの保険料（平成24年度～平成26年度）

所得段階	対象となる方	割合	月額保険料 ()内は年額
第1段階	●本人及び世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方 ●生活保護を受給している方	0.47	2,320円 (27,840円)
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の方	0.47	2,320円 (27,840円)
第3段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の方	0.71	3,510円 (42,120円)
第4段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額＋課税年金収入額が120万円を超える方	0.75	3,710円 (44,520円)
第5段階	本人が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の方（世帯内に住民税が課税されている方がいる）	0.90	4,450円 (53,400円)
第6段階	本人が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円を超え125万円以下の方（世帯内に住民税が課税されている方がいる）	1.00	4,950円 (59,400円)
第7段階	本人が住民税課税で、本人の前年の合計所得金額が125万円未満の方	1.125	5,560円 (66,720円)
第8段階	本人が住民税課税で、本人の前年の合計所得金額が125万円以上190万円未満の方	1.25	6,180円 (74,160円)
第9段階	本人が住民税課税で、本人の前年の合計所得金額が190万円以上300万円未満の方	1.50	7,420円 (89,040円)
第10段階	本人が住民税課税で、本人の前年の合計所得金額が300万円以上500万円未満の方	1.75	8,660円 (103,920円)
第11段階	本人が住民税課税で、本人の前年の合計所得金額が500万円以上の方	2.00	9,900円 (118,800円)